

平成24年10月12日  
第2428号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

- 単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則（37・人事課）……………1
- 秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則（38・観光戦略課）……………2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（39・長寿社会課）……………2
- 秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（40・建築住宅課）……………2

### 訓 令

- 単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（4・人事課）……………3

### 告 示

- 行政文書の公開の実施状況の公表（531・広報広聴課）……………4
- 秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表（532・広報広聴課）……………5
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（533・水産漁港課）……………7
- 公共測量終了の通知（534・建設政策課）……………7
- 下水道法施行条例に規定する知事が定める措置等（535・下水道課）……………8
- 環境影響評価準備書の作成及び縦覧（536・港湾空港課）……………8
- 秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例に基づき知事が定める措置（537・建築住宅課）……………9
- 道路の供用開始（538～540・鹿角地域振興局建設部）……………10
- 建設業の許可の取消し（541・北秋田地域振興局総務企画部）……………11
- 建築基準法による道路位置の指定（542・秋田地域振興局建設部）……………11
- 宅地建物取引業者の免許の取消しの予告（543・秋田地域振興局建設部）……………11
- 建設業の許可の取消し（544・由利地域振興局総務企画部）……………11
- 道路区域の変更（545～547・平鹿地域振興局建設部）……………12
- 道路区域の変更（548・雄勝地域振興局建設部）……………13

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………14
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）……………14
- 土地改良区の役員の就任の届出（山本地域振興局農林部）……………15
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……………15

### 公営企業管理規程

- 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程（3・公営企業課）……………15

## 規 則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県規則第三十七号

#### 単純労務の職員の給与の基準を定める規則の一部を改正する規則

単純労務の職員の給与の基準を定める規則（昭和二十二年秋田県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号中「第十一条の四第一項第一号」を「第十一条の四第一項第二号」に改める。

第十七条第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「又は」を「、高齢者部分休業（職員が定年退職日から五年を遡つた日後の日から定年退職日までの期間内において一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 秋田県規則第三十八号

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則(平成四年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項の表秋田県営仁賀保高原サイクリングロードの項を削る。

別表秋田県営仁賀保高原サイクリングロードの項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 秋田県規則第三十九号

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則(平成十一年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び指定市町村事務受託法人」を「、指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人」に改める。

第二条第一項中第十六号を第十七号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七十条の三第一項の規定による法第四十一条第一項本文の指定の変更の申請

第二条第一項に次の一号を加える。

十八 令第十一条の七第一項の規定による法第二十四条の三第一項の指定の申請

第二条第二項第二号中「令第十一条の三第一項」の下に「及び第十一条の八」を加える。

第四条第一項中「第八号、第十号、第十一号及び第十三号」を「第三号、第九号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号」に改め、同条第二項中「第八号、第十号、第十一号及び第十三号」を「第三号、第九号、第十一号、第十二号及び第十四号」に改め、「掲げる届出」の下に「(令第十一条の八に係るものを除く。)」を加える。

第五条第二項中「令第十一条の六」の下に「又は第十一条の十一」を加え、同項第二号中「指定市町村事務受託法人」の下に「又は指定都道府県事務受託法人」を加え、「住所並びに」を「所在地並びに」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 秋田県規則第四十号

秋田県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営住宅条例施行規則(平成十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(普通県営住宅及び改良住宅の入居者の資格)

**第三条之二** 条例第七条(条例第九条第三項において準用する場合を含む。)の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者であつて、その障害の程度が(一)から(三)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(一)から(三)までに定める程度であるもの

(一) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

(二) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する障害等級が一級から三級までのいずれかに該当する程度

(三) 知的障害 (二)に定める精神障害の程度に相当する程度

- 三 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者であつて、その障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二に規定する程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款に該当する程度であるもの
  - 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - 五 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
  - 六 海外からの引揚者であつて、本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
  - 七 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
  - 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者であつて、次のいずれかに該当するもの
    - (一) 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
    - (二) 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所が発した命令(その効力を生じた日から起算して五年を経過していないものに限る。)の申立てを行った者
- 2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員に、当該入居の申込みをした者と面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させ、又は市町村に意見を求めることができる。
- 3 条例第七条第二号(一)(条例第九条第三項において準用する場合を含む。)の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する者である場合
    - (一) 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者であつて、その障害の程度が(1)から(3)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める程度であるもの
      - (1) 身体障害 第一項第二号(一)に定める程度
      - (2) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する障害等級が一級又は二級に該当する程度
      - (3) 知的障害 (2)に定める精神障害の程度に相当する程度
    - (二) 第一項第三号、第四号、第六号又は第七号に該当する者
  - 二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者がいずれも六十歳以上又は十八歳未満の者である場合
  - 三 同居者が小学校就学の始期に達するまでの者である場合
- 第四条第三項第一号中「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成二十三年政令第四百二十四号)第一条の規定による改正前の公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)第六条第一項」を「前条第一項」に改める。
- 別表第一中「(昭和二十五年法律第百四十四号)」を削る。
- 別表第二の備考(一)中「公営住宅法施行令」の下に「(昭和二十六年政令第二百四十号)」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県営住宅条例施行規則第三条の二第一項第一号及び同条第三項第二号の規定は、六十歳未満の者であつて、この規則の施行の日前に五十七歳以上であるものについても、六十歳以上の者とみなして適用する。

訓 令

秋田県訓令第4号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務の職員の給与等に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

（給料月額の特例）

- 7 現業職員（任期を定めて採用された現業職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日までの間に限り、第二条から第四条まで及び第六条の規定にかかわらず、これらの規定による額から、当該額に次の各号に掲げる現業職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額及び単純労務の職員の給与の基準を定める規則（昭和三十二年秋田県規則第六十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額（規則第十七条の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。
- 一 規則第九条第三項の規定の適用を受ける現業職員 百分の三
- 二 前号に掲げる現業職員以外の現業職員 百分の一・五

#### 附 則

- 1 この訓令は、平成二十四年十月十二日から施行する。
- 2 単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成十八年秋田県訓令第八号）附則第七項及び第八項の規定の適用を受ける現業職員に係るこの訓令による改正後の単純労務の職員の給与等に関する規程附則第七項の規定の適用については、同項中「第六条」とあるのは、「第六条並びに単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成十八年秋田県訓令第八号）附則第七項及び第八項」とする。

## 告 示

### 秋田県告示第531号

秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第32条の規定により、平成23年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 行政文書の公開請求件数及び公開に関する決定の状況

実 施 機 関 名	請求件数	決 定 の 状 況 ( 件 数 )			
		公 開	部分公開	非 公 開	
知 事	総 務 部	2,201	1,572	557	72
	企 画 振 興 部	209	128	17	64
	健 康 福 祉 部	1,582	1,401	171	10
	生 活 環 境 部	131	98	31	2
	農 林 水 産 部	831	743	88	0
	産 業 労 働 部	290	118	155	17
	建 設 交 通 部	3,623	3,435	151	37
	出 納 局	88	66	3	19
	小 計	8,955	7,561	1,173	221
議 会	1,103	611	489	3	
教 育 委 員 会	178	115	46	17	
選 挙 管 理 委 員 会	213	3	210	0	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	

監 査 委 員 会	46	42	4	0
公 安 委 員 会	2	0	0	2
警 察 本 部 長	226	83	142	1
労 働 委 員 会	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	5	3	1	1
計	10,728	8,418	2,065	245

## 2 不服申立ての状況

実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったものは、次のとおりである。

諮問番号	不服申立て年月日	件 名	秋 田 県 情 報 公 開 審 査 会			不服申立てに対する決定又は裁決	
			諮問年月日	答申年月日	答申内容	年 月 日	内 容
98	平成22年11月2日	成瀬発電所の開発等に関する基本協定の非公開決定処分に対する異議申立て	平成22年11月4日	平成23年8月19日	法人の代表者印の印影を除き公開すべき (答申第60号)	平成23年8月30日	一部認容
99	平成23年3月4日	みつばち飼育届の部分公開決定処分に対する異議申立て	平成23年3月15日	平成23年11月7日	部分公開決定は妥当 (答申第61号)	平成23年11月10日	棄却

備考 平成23年度に秋田県情報公開審査会から答申がなされたもの。

## 秋田県告示第532号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第50条の規定により、平成23年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 文書による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 ( 件 数 )		
		開 示	部 分 開 示	非 開 示
知 事	総 務 部	0	0	0
	企 画 振 興 部	0	0	0
	健 康 福 祉 部	1	1	0
	生 活 環 境 部	0	0	0
	農 林 水 産 部	0	0	0

	産 業 労 働 部	0	0	0	0
	建 設 交 通 部	0	0	0	0
	出 納 局	0	0	0	0
	小 計	1	1	0	0
議 会		0	0	0	0
教 育 委 員 会		4	35	3	0
選 挙 管 理 委 員 会		0	0	0	0
人 事 委 員 会		0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0
公 安 委 員 会		0	0	0	0
警 察 本 部 長		8	0	14	0
労 働 委 員 会		0	0	0	0
収 用 委 員 会		0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会		0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会		0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人		1	1	0	0
	計	14	37	17	0

備考 1の請求に対して複数の決定をすることがあるため、請求件数と決定件数は、必ずしも一致しない。

## 2 口頭による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 ( 件 数 )		
		開 示	部 分 開 示	非 開 示
知 事	総 務 部	0	0	0
	企 画 振 興 部	0	0	0
	健 康 福 祉 部	105	105	0
	生 活 環 境 部	0	0	0
	農 林 水 産 部	0	0	0
	産 業 労 働 部	15	15	0
	建 設 交 通 部	0	0	0
	出 納 局	0	0	0
	小 計	120	120	0
議 会	0	0	0	

教 育 委 員 会	5,703	5,703	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0
人 事 委 員 会	185	185	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0
警 察 本 部 長	0	0	0	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	252	252	0	0
計	6,260	6,260	0	0

## 3 訂正の請求の状況

実施機関が保有する個人情報の訂正の請求は、なかった。

## 4 是正の申出の状況

実施機関が保有する個人情報の取扱いの是正の申出は、なかった。

## 5 事業者に対する指導状況

事業者に対する指導及び助言、説明又は資料の提出の要求、是正の勧告並びに事実の公表は、なかった。

## 6 不服申立ての状況

実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立ては、なかった。

**秋田県告示第533号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 埋立工事しゅん功認可の日 平成24年10月3日

## 2 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 秋田県
- (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
- (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 3 埋立免許を受けた場所及び面積

- (1) 場所 にかほ市金浦字塩焚浜102番2、103番4及び194番地先の公有水面
- (2) 面積 15,402.79平方メートル

## 4 埋立免許の日及び番号 昭和62年10月21日 指令水-717

## 5 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 にかほ市

**秋田県告示第534号**

平成24年秋田県告示第323号の公共測量について、平成24年9月28日終了した旨大仙市長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 秋田県告示第535号

下水道法施行条例（平成24年秋田県条例第81号）の規定に基づき、知事が定める措置等を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように講ずる措置）

1 下水道法施行条例（以下「条例」という。）第3条第5号に規定する知事が定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) (2)又は(3)に規定する耐震性能を確保するために講ずべき次に掲げる措置

ア 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）又は処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の周辺の地盤（埋戻し土を含む。イ及びエにおいて同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締め固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

イ 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

ウ 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

エ アからウに定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、(2)又は(3)に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(2) 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。以下同じ。）及び処理施設の耐震性能は、次のとおりとする。

ア レベル1地震動（排水施設又は処理施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

イ レベル2地震動（排水施設又は処理施設の供用期間内に発生する確率は低いが、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

(3) 重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、(2)アの規定を準用する。

（排水管の内径及び排水渠の断面積）

2 条例第4条第1号に規定する知事が定める数値は、次のとおりとする。

(1) 排水管の内径 100ミリメートル(自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル)

(2) 排水渠の断面積 5,000平方ミリメートル

（汚泥の処理により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように講ずる処理施設の構造に関する措置）

3 条例第5条第2号に規定する知事が定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気によって生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液によって生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物によって生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（汚泥の処理により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように講ずる終末処理場の維持管理に関する措置）

4 条例第7条第5号に規定する知事が定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 汚泥の処理に伴う排気によって生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

(2) 汚泥の処理に伴う排液によって生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

(3) 汚泥の処理に伴う残さい物によって生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

## 秋田県告示第536号

秋田県環境影響評価条例（平成12年秋田県条例第137号）第13条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同条例第15条の規定に基づき、次のとおり公告し、準備書を縦覧に供する。  
なお、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、秋田県知事に意見書を提出することができる。  
平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
秋田県
- (2) 代表者の氏名  
秋田県知事 佐 竹 敬 久
- (3) 主たる事務所の所在地  
秋田市山王四丁目1番1号

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称  
能代市公有水面における産業廃棄物最終処分場設置事業
- (2) 種類  
産業廃棄物最終処分場の設置の事業
- (3) 規模  
埋立処分の用に供される場所の面積 約20ヘクタール

3 対象事業実施区域

能代市地先公有水面

4 関係地域の範囲

能代市

5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 縦覧の場所  
ア 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県建設部港湾空港課  
イ 能代市宇大森山1番2号 秋田県能代港湾事務所  
ウ 能代市上町1番3号 能代市行政情報コーナー
- (2) 縦覧期間  
平成24年10月12日（金）から同年11月12日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く。）
- (3) 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出期限  
平成24年11月26日（月）
- (2) 提出先  
5の縦覧場所に同じ
- (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書の様式は任意のものとし、意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
イ 意見書の提出の対象である準備書の名称  
ウ 準備書について環境の保全の見地からの意見を、日本語により理由を含めて記載すること。

秋田県告示第537号

秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例（平成24年秋田県条例第84号）の規定に基づき、知事が定める措置を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 秋田県普通県営住宅及び共同施設の整備基準を定める条例（以下「条例」という。）第8条第2項の知事が定める措置は、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級4の基準を満たすこととなる措置とする。ただし、これにより難しい場合は等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

- 2 条例第8条第3項の知事が定める措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1(3)イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①cの基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1(3)ロ①dの基準)及び評価方法基準第5の8の8-4(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。
- 3 条例第8条第4項の知事が定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級3の基準(木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1(3)の等級2の基準)を満たすこととなる措置とする。
- 4 条例第8条第5項の知事が定める措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1(3)及び4-2(3)の等級2の基準を満たすこととなる措置とする。
- 5 条例第9条第3項の知事が定める措置は、住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1(2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同(3)ロの等級3の基準を満たすこととなる措置とする。
- 6 条例第10条の知事が定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。
- 7 条例第11条の知事が定める措置は、普通県営住宅の入居者等の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

## 秋田県告示第538号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	103号及び104号	鹿角市十和田末広字中川原32番から字下モ平153番1まで

2 供用開始の期日 平成24年10月12日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課  
 (2) 期間 平成24年10月12日から同月25日まで

## 秋田県告示第539号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	285号	鹿角市十和田末広字川原館32番1から字下モ川原13番5まで

2 供用開始の期日 平成24年10月12日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課  
 (2) 期間 平成24年10月12日から同月25日まで

## 秋田県告示第540号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間

一般国道	341号	鹿角市八幡平字上平232番地先から220番地先まで
------	------	---------------------------

- 2 供用開始の期日 平成24年10月12日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年10月12日から同月25日まで

#### 秋田県告示第541号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成24年9月20日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
浅井畳店  
大館市釈迦内字二ツ森83番地  
浅 井 幸 雄  
秋田県知事許可（般-20）第20047号
- 3 処分の内容  
内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成24年9月19日付けで内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

#### 秋田県告示第542号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第55号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき公告する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
潟上市天王字持谷地1-61 有限会社 船木建設工業 代表取締役 船木 博美	潟上市天王字大長根1-96の一部、1-97の一部、1-98の一部	52.90メートル	6.00メートル	平成24年10月2日

#### 秋田県告示第543号

次の宅地建物取引業者の所在（事務所の所在地）を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定に基づき、公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定に基づき、当該30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 商号（名称） 株式会社 本山ランドシステム
- 2 代表者名（氏名） 本山 恒昭
- 3 事務所の所在地 秋田市泉北一丁目18番27号 シャトレ泉1F
- 4 免許証番号 秋田県知事（7）第1273号
- 5 免許年月日 平成23年4月7日

#### 秋田県告示第544号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日  
平成24年10月1日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社佐藤建設工業  
由利本荘市小人町100番地2  
代表取締役 佐 藤 孝 一  
秋田県知事許可（般-20）第6694号
- (3) 処分の内容  
管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
平成24年9月25日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日  
平成24年10月1日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
長田建設株式会社  
由利本荘市石脇字田頭208番地の2  
取締役社長 長 田 憲一  
秋田県知事許可（般-24）第823号
- (3) 処分の内容  
管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実  
平成24年9月25日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

#### 秋田県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県 道	旧	野崎十文字線	A	横手市平鹿町浅舞字加羽後6番地先から字蔭沼135番2地先まで	6.00~20.00	2.715
			B	〃	10.00~57.00	2.811
	新	野崎十文字線	B	〃	10.00~36.50	2.811

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

#### 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課  
(2) 期間 平成24年10月12日から同月25日まで

#### 秋田県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	浅舞醍醐線	横手市平鹿町浅舞字浅舞405番地先から字蔀沼313番1地先まで	5.00~15.70	0.280
	新	浅舞醍醐線	横手市平鹿町浅舞字蔀沼316番1地先から313番1地先まで	9.70~15.70	0.131

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年10月12日から同月25日まで

## 秋田県告示第547号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)	
県 道	旧	横手大森大内線	A 横手市赤川字鱒沼138番2から猪岡字水越113番まで	7.00~28.00	1.704	
			B	〃	14.00~198.00	1.740
			C 横手市赤川字鱒沼138番1から90番1地先まで	13.00~21.00	0.230	
	新	横手大森大内線	B 横手市赤川字鱒沼138番2から猪岡字水越113番まで	14.00~36.00	1.740	

この表において、「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年10月12日から同月25日まで

## 秋田県告示第548号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	下開清水線	雄勝郡羽後町貝沢字掬ノ上11番地先から字清水川41番地先まで	6.60~20.00	0.234
	新	下開清水線	〃	7.40~20.00	0.234

## 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年10月12日から同月25日まで

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日  
平成24年9月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 森吉山
- 3 代表者の氏名  
片 岡 信 幸
- 4 主たる事務所の所在地  
秋田県北秋田市阿仁銀山字下新町119番地4
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、森吉山「阿仁スキー場ゴンドラ」の継続的な通年運行を図ることにより地域観光振興に寄与し、自然環境保護思想の啓蒙、自然環境保全活動を推進するとともに、スキー技術の向上及び普及のための事業等を行うことにより、山岳スポーツの振興を図り、併せて青少年の健全育成を図ることを目的とする。
- 6 定款の変更内容  
総会の権能

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	湯沢市関口字寺沢210番1	宅地	1,085.03	5,524,000
2	北秋田市大町103番	宅地	987.92	9,930,000

- 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1	雄勝地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0183-73-8197） 〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号	平成24年10月12日（金）から同年11月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
2	北秋田地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0186-62-1251） 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	平成24年10月12日（金）から同年11月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- 3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	雄勝地域振興局庁舎第1会議室	平成24年11月14日（水）午前11時
2	北秋田地域振興局庁舎第1会議室	平成24年11月15日（木）午前11時

- 4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

- 5 入札参加申込みに必要な書類等

- (1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

## (2) 法人の場合

法人の登記事項証明書

## 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

## 7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

## 8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

## 9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2735）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

就任監事の住所及び氏名

能代市二ツ井町飛根字富根39番地

米川 大治

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年10月2日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

**公 営 企 業 管 理 規 程**

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年十月十二日

秋田県知事 佐竹 敬久

**秋田県公営企業管理規程第三号**

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程（昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

（一定期間における給料月額の変額）

- 6 職員（任期を定めて採用された職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、平成二十四年十一月一日から平成二十六年十月三十一日までの間に限り、第二条、第三条及び第四条並びに附則第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定による額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。ただし、手当の額並びに第十五条及び前項に規定する勤務一時間当たりの給与額（条例第十三条の二の規定を適用する場合における勤務一時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- 一 別表第六下欄に掲げる区分が一種又は二種とされている職を占める職員 百分の七
- 二 別表第六下欄に掲げる区分が三種とされている職を占める職員 百分の五
- 三 第十八条第五項の規定の適用を受ける職員（前二号に掲げる職員を除く。） 百分の三
- 四 前三号に掲げる職員以外の職員 百分の一・五

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）